

## 10 軽度者に対する福祉用具貸与について

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費についてはその状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目」）は原則として算定することができません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・要支援2及び要介護1、要介護2及び要介護3と認定された者に対しても原則的に算定できません。

したがって利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要な者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

### ○ 対象外種目について

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

### ○ 対象外種目を位置づける方法 ～利用者の状態像（認定調査結果）から判断する場合～

軽度者に該当する者に対しても、利用者の状態像から対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については、【福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧】を参照してください。

※【福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧】に該当し貸与を開始する場合、市への届出書の提出は不要です。

※【福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧】のア - ②及びオ - ③については該当する基本調査項目が無い為、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断した場合は、貸与が認められます。この場合においても市への届出書の提出は不要です。

【福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧】

対象外種目	状態像	判定方法（認定調査の結果）
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に歩行が困難な者	認定調査結果（基本調査1-7「3. できない」）
	② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	⇒ケアマネジメントで判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に起きあがり困難な者	認定調査結果（基本調査1-4「3. できない」）
	② 日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果（基本調査1-3「3. できない」）
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果（基本調査1-3「3. できない」）
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	認定調査結果 基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または、基本調査3-2から3-7のいずれか「2. できない」 または、基本調査3-8から4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要としない者	認定調査結果（基本調査2-2「4. 全介助」以外）
オ 移動用リフト （つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者	
	① 日常的に立ち上がりが困難な者	認定調査結果（基本調査1-8「3. できない」）
	② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	認定調査結果 （基本調査2-1「3. 一部介助」または「4. 全介助」）
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	⇒ケアマネジメントで判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	① 排便が全介助を必要とする者	認定調査結果（基本調査2-6「4. 全介助」）
	② 移乗が全介助を必要とする者	認定調査結果（基本調査2-1「4. 全介助」）

○ 対象外種目を位置づける方法 ～医師の所見とマネジメントから判断する場合～

【福祉用具を必要とする状態とその判定方法一覧】の対象とならない者についても、以下の手続きによって例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

≪ 手続きの流れ、留意点 ≫

提出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書</li> <li>・医師の医学的所見が明記されている資料（医師の医学的所見については<u>電話での聞き取り可</u>。その場合は、サービス担当者会議の要点等、提出する記録に聞き取った日時と内容を記載すること）</li> <li>・サービス担当者会議の要点</li> </ul>
提出方法	窓口での提出、又は郵送、電子申請（LoGo フォーム） LoGo フォーム URL： <a href="https://logoform.jp/form/exdH/1505558">https://logoform.jp/form/exdH/1505558</a>
提出までの流れ	① 医師の医学的所見により、医師の判断を確認する ↓ ② サービス担当者会議で貸与の必要性を検討する ↓ ③ 市への届出書提出

重要！！

福祉用具専門相談員も出席してください

≪ 届出書提出時に確認する内容 ≫

- ☆ 医師の医学的所見について
 

サービス担当者会議の後に医師の意見を確認しているケースがあります。原則、医師の医学的所見により、貸与が必要な旨を先に確認し、サービス担当者会議で貸与の必要性を検討してください。
- ☆ 福祉用具の種類について
 

サービス担当者会議の要点の中で、利用者の状態に適した用具であるかを確認するために貸与予定の用具について具体的に記載してください。  
 原則、（公財）テクノエイド協会の介護保険福祉用具情報に「貸与」マークが掲載された商品についてのみ対象とします。

例）特殊寝台 → 特殊寝台（3モーター）  
 特殊寝台付属品 → サイドレール、サイドテーブル

≪ 届出様式の掲載場所 ≫

URL：<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/035/035361.html>  
 トップページ＞健康・福祉＞介護＞介護事業者向け情報＞介護保険に関する各種届出書（事業者向け）＞軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出書

《 よくある問い合わせ 》

<p>Q. 新規の認定申請中に貸与を開始したい場合は？</p>	<p>A. 新規申請中の場合は、①医師の医学的所見の確認、②サービス担当者会議で貸与の必要性の検討を実施し、貸与開始前に届出書を提出してください。</p>
<p>Q. がん末期と診断され、早急にベッドが必要となりました。手続きは？</p>	<p>A. 末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合は、貸与開始前に給付指導担当にご連絡ください。貸与後であっても届出書の提出を受け付けますが、医師の医学的所見の確認やサービス担当者会議の開催など、一連の手続きは必要となります。</p>
<p>Q. 対象の用具を追加・変更したい場合は？</p>	<p>A. 初回の手続き同様、①医師の医学的所見の確認、②サービス担当者会議で貸与の必要性の検討を実施し、届出書を提出してください。</p>
<p>Q. 既に貸与を受けています。これから区分変更・更新認定を行うのですが、必要な手続きはありますか？</p>	<p>A. 区分変更・更新認定の結果、引き続き軽度者に該当した場合は再度届出が必要です。届出書の提出は認定結果が出てからで大丈夫です。 区分変更・更新手続きの前に①医師の医学的所見の確認、②サービス担当者会議で貸与の必要性の検討を実施してください。</p>
<p>Q. 支援事業者の変更がありました。必要な手続きはありますか？</p>	<p>A. 居宅介護（介護予防）支援事業者を変更した場合は、届出書の再提出が必要です。その際に、医師の医学的所見の確認やサービス担当者会議の開催など一連の手続きが必要です。 なお、事業所内でのケアマネ変更であれば軽微な変更とみなすため届出書の提出は不要です。</p>
<p>Q. 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることができますか。</p>	<p>A. 承認の有効期間は、認定期間を基準としています。認定期間が更新されると改めて手続きが必要ですので、再度手続きをしないまま貸与を受けることは出来ません。</p>
<p>Q. 利用者の状態が変化したため区分変更申請中です。状態像が変化したことで特殊寝台等の貸与が必要となりました。必要な手続きはありますか？</p>	<p>A. 区分変更の結果、軽度者に該当した場合は届出書の提出が必要です。その場合の届出書の提出は、認定結果が出た日以降で大丈夫です。 貸与を開始する前に①医師の医学的所見の確認、②サービス担当者会議で貸与の必要性の検討を実施してください。</p>